

# 玉名市景観形成支援補助金(天水地区・令和5年5月1日～)

玉名市景観形成支援補助金については、玉名市景観計画において、景観形成推進地区に指定した6地区内(高瀬・裏川地区、新玉名駅周辺地区、山田日吉神社周辺地区、石貫安世寺地区、大浜地区、伊倉地区)を対象としています。が、「玉名市過疎地域持続的発展計画」の計画期間においては、天水地区も補助金の対象となります。

## 補助の対象者

「玉名市過疎地域持続的発展計画」に基づき、天水地区において修景事業(※1)を行う建築物の所有者若しくは管理者又は土地所有者。

※1「修景事業」とは、次に掲げる要件を満たす事業です。

ただし、販売を目的とする敷地(建売販売等を目的とする敷地を含む。)において行う事業は、補助金の対象としません。

- (1) 建築物等の所有者若しくは管理者又は土地所有者等が行う事業
- (2) 道路又は川に面する部分の修景が含まれる事業
- (3) 景観計画に適合し、周囲の景観と調和する事業
- (4) 当該年度内に完了する事業

※補助の対象となる期間は、「玉名市過疎地域持続的発展計画」の計画期間(令和4年4月1日～令和8年3月31日まで)とします。

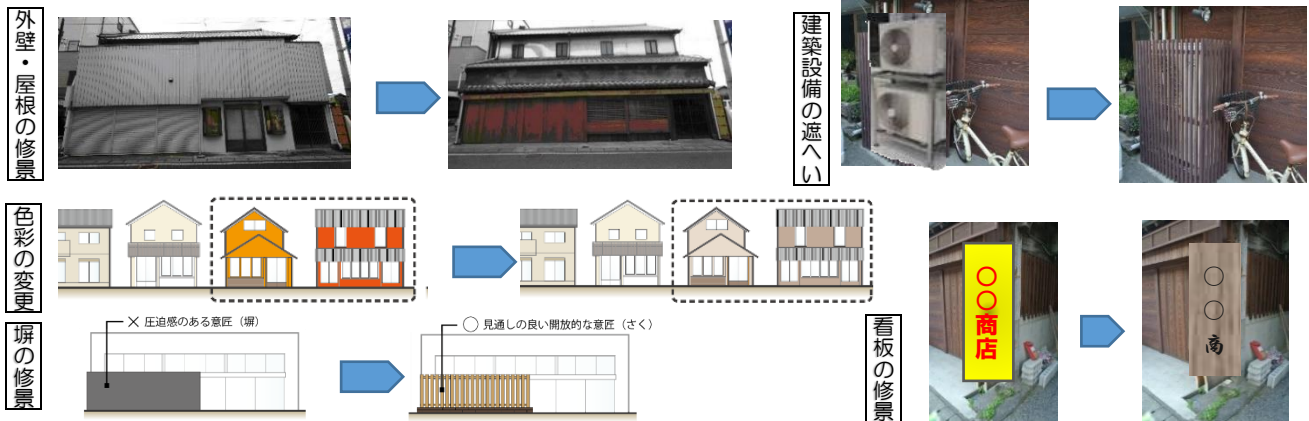
## 補助の対象経費及び補助率・限度額

対象事業	補助対象経費に対する補助率	補助限度額
修景を伴う既存建築物の外壁又は屋根の改修	1/2 以内	100 万円
外壁等の色彩の変更	1/2 以内	10 万円
修景を伴う生垣、塀等、石垣又は門の設置又は改修	1/2 以内	30 万円
道路又は川に面する建築設備の遮へい等	1/2 以内	10 万円
修景を伴う看板等の設置又は改修	1/2 以内	10 万円

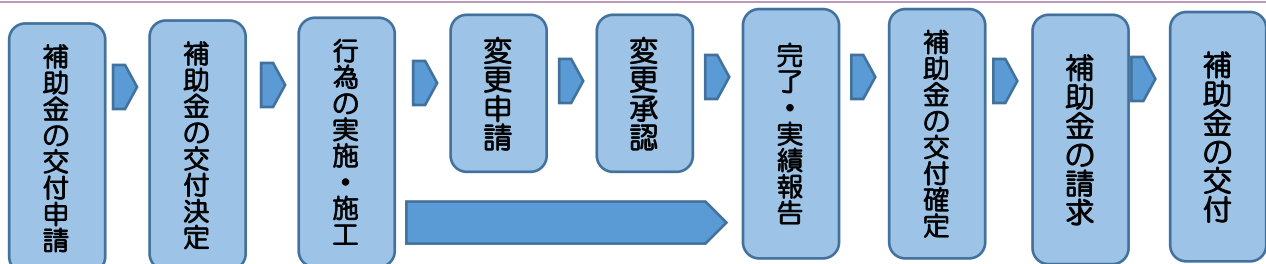
※1,000 円未満切り捨て

※他制度による補助金等の交付を受ける場合は、その額を控除した額を補助対象経費とします。

その他、詳細な区域の確認及び補助対象内容についてのご相談は、都市整備課までお問い合わせください。



## 補助金交付の流れ



お問い合わせ

玉名市 景観

検索

玉名市役所 建設部 都市整備課

住所: 〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163

TEL: 0968-75-1122 FAX: 0968-75-1221